

船舶事故等調査報告書

平成26年4月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第42号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年3月9日（土） 13時00分ごろ
発生場所	島根県出雲市日御碕西方沖 出雲市所在の出雲日御碕灯台から真方位247° 2.1海里付近 （概位 北緯35° 25.2′ 東経132° 35.4′）
事故等調査の経過	平成25年3月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 長栄丸、3.02トン SN3-9617（漁船登録番号）、個人所有 B モーターボート たつのこまる、5トン未満 272-12765島根、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 船外機が破損
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、約8.0ノットの対地速力で一本釣りをしながら、日御碕西方沖を南西進中、船長Aが、釣りに注意を向けていたところ、平成25年3月9日13時00分ごろA船の船首部と漂泊中のB船の船外機とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、日御碕西方沖において、パラシュートアンカーを使用して船首を西に向け、漂泊して釣り中、船長Bが釣りに注意を向けていたところ、船尾方約15mにA船を認め、大声を出したが、気付いた様子がなかったため、船首側に移動した直後、A船とB船とが衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし A船は、日御碕西方沖において、一本釣りをしながら南西進中、船長Aが、釣りに注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことか

	<p>ら、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、日御碕西方沖において、漂泊して釣り中、船長Bが、釣りに注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、日御碕西方沖において、A船が一本釣りをしながら南西進中、B船が漂泊して釣り中、両船の船長が見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・航行中や漂泊中は、常時、見張りを適切に行うこと。